

生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」(富士市作成) 及び 「先端設備等導入計画」(事業者作成) 説明会

富士市、富士商工会議所及び富士市商工会は、生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」及び「先端設備等導入計画」を経営革新等支援機関及び事業者の皆様に御理解いただくため、説明会を開催します。

～生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」及び「先端設備等導入計画」とは～

《概要》

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

《支援内容》

- ・生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置(3年間ゼロ)により税制面から支援
- ・計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援(信用保証)
- ・認定事業者に対する国の一部補助金における優先採択(審査時の加点)

開催概要

- 1 日 時 平成30年7月24日(火) 午後1時30分から1時間程度
- 2 会 場 富士商工会議所4階会議室(富士市瓜島町82番地)
- 3 内 容 生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」及び「先端設備等導入計画」について
- 4 定 員 50名
- 5 参加費 無料
- 6 主 催 富士市、富士商工会議所、富士市商工会
- 7 申込方法 下記の申込書に必要事項を記載し、電話、ファクス、電子メール等により、7月19日(木)までにお申し込みください。(先着順)
- 8 申込先 富士市産業経済部産業政策課 〒417-8601 富士市永田町一丁目100番地
電話 0545-55-2906/FAX 0545-51-1997
電子メール sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市役所 産業政策課 行

(FAX 0545-51-1997)

生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」及び
「先端設備等導入計画」説明会 参加申込書

事業所名			
電話番号		所在地	
参加者	氏名	所属・職	
	氏名	所属・職	

締切：平成30年7月19日(木)